

会計年度任用職員（学校栄養指導員）

採用選考案内

令和 8 年 9 月 1 日

渋谷区教育委員会

1 会計年度任用職員とは

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項の規定に基づき、一会計年度内を任期として任用される非常勤の地方公務員（一般職）です。

2 募集職名・職務内容

（1）職名

学校栄養指導員

（2）職務内容

- ・学校において、給食調理業務に係る栄養管理及び衛生管理並びに調理技術に係る指導及び助言を行うこと。
- ・食物アレルギーがある児童等の除去食の提供について、学校、保護者及び給食調理従事者と連携を図ること。
- ・学校給食法による栄養価に基づく献立を作成し、必要な指示及び助言を行うこと。
- ・給食の食材に係る各種伝票、帳票のないようを確認すること。
- ・学校からの求めに応じ、児童等に食育指導を行うこと。
- ・その他、教育長が必要と認めるもの。

3 採用予定数

若干名

4 受験資格

栄養士の免許を有する者

なお、地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する人は受験できません。

【参考】 地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

5 選考日程及び選考方法

申込受付期間	令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 15 日（火）まで
第一次選考	選考申込書類による書類選考 可否の連絡は申込者全員に行います。
第二次選考	個人面接 面接日時は、対象者へ個別に通知します。
最終合格発表	選考申込者全員へ通知します。

6 勤務条件

任用期間	令和 8 年 11 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※任用後、条件付採用期間があります。 ※公募によらない再度任用の制度があります。
勤務日数	週 5 日（学校行事により休日出勤がある場合があります。）
勤務時間	午前 8 時 15 分から 16 時 15 分まで（うち休憩時間 1 時間） ※公務の必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。
勤務場所	渋谷区立小・中学校、渋谷区役所
休 日	土・日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
報 酬 額	月額 269,774 円（地域手当相当の報酬を含む） ※毎月 15 日支給 ※給与改定があった場合は、その定めるところによります。
期末手当	6 か月以上の任期がある場合に支給します。
諸 手 当	諸手当（特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給等）に相当する報酬を支給します。
費用弁償	通勤手当及び出張旅費を支給します。
休 暇	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）等 ※任用期間、勤務日数等により取得要件や日数が異なります。
服 務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
健康診断 厚生制度	一定の要件を満たした場合に、定期健康診断、渋谷区職員互助会加入の対象となります。
社会保険	一定の要件を満たした場合に、健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
労災保険	労働災害補償または公務災害補償の対象となります。

7 合格者の取扱い

最終合格者は、令和 8 年度会計年度任用職員候補者となり、令和 8 年 11 月 1 日以降に任用されます。

8 選考申込方法

所定の申込書（写真〔縦 4cm×横 3cm〕を貼付）および誓約書（両面印刷）に必要な事項を記入のうえ、栄養士免許の写しを添付し、下記により持参又は簡易書留により郵送してください。

※普通郵便で郵送した場合の事故については、責任を負いません。

※申込書および誓約書は、渋谷区ホームページから印刷することができます。

受 付 期 間	令和 8 年 9 月 1 日（火）から令和 8 年 9 月 15 日（火）まで ※郵送の場合は 9 月 15 日（火）必着
受 付 時 間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで （土・日曜日、祝・休日を除く。）
受 付 場 所 問 合 せ 先	渋谷区役所 渋谷区教育委員会事務局学務課学校事業係 〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町 1 番 1 号 4 階 電話 03-3463-2989

9 注意事項

- （1）この選考において提出された書類は、返却しません。
- （2）この選考において区が収集する個人情報は、選考及び任用に関する事務以外の目的への使用は一切いたしません。ただし、任用者の個人情報は人事情報として使用します。
- （3）本職種へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。このため、予め、採用選考過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。また採用に至るまでの過程で特定性犯罪前科について虚偽の申告をした場合、内定の取消事由となります。